十月一日スタート！

公正でわかりやすい手続を目指します

富士市行政手続条例

市の施設を利用したり、事業を始めたりするときに、市からの許可、認可などが必要になることがあります。そのようなときの手続を公正でわかりやすくする条例が、十月一日から施行される「富士市行政手続条例」です。

では、富士市行政手続条例とはどのようなものなのか、その概要をお知らせします。

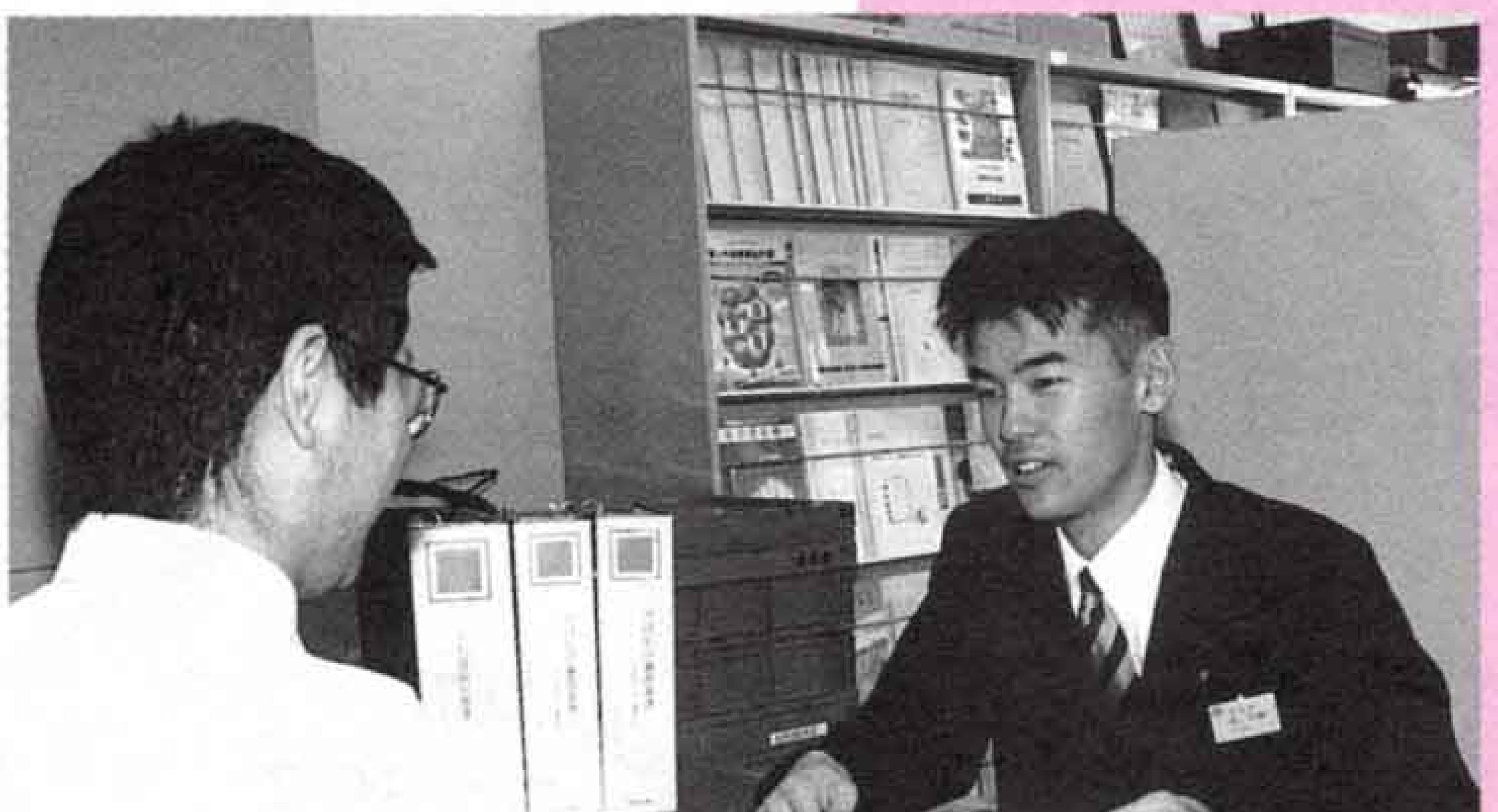

＊問い合わせ＊
総務課　内線2762

▼わかりやすい手続のために

「富士市行政手続条例」は、市役所で行う手続の審査基準などを、窓口できちんと示すことを条例にしたものです。市民の皆さんの権利を守るため、次の四つについて定めています。それぞれ具体的には、下記を参照してください。

一．申請に対する処分

- 審査基準をつくり公にする
- 標準処理期間をつくり公にする
- 許認可などを拒否する場合はでき

一．許可、認可などの申請をするときは

市の施設の使用許可などについて、判断する基準（審査基準）を見て確かめることができます。

●公民館、ロゼシアター、スポーツ施設などの利用許可
●富士市の公文書の公開請求　など
☆許可をお断りするときは、同時にその理由を示します。

る限り理由を提示する

二．不利益処分
- 処分基準をつくり公にする
- 不利益処分をする場合は、聴聞を開催するか、弁明の機会を与える

三．行政指導
- 相手の任意の協力を前提とする
- 指導に従わないことを理由とした不利益な取り扱いはしない

四．届出
- 形式要件に合った届出は、届出提出機関に書類が到達したときに義務が完了したものとする

▼手続に共通のルール

市役所の窓口で行っている事務は、大きく分けると二つあります。一つは、国民健康保険や国民年金、戸籍に関する事務など法律に基づく国の事務。もう一つは、市営住宅や公民館、図書館に関する事務など市の条例や規則に基づく市の事務です。

国の事務については平成六年から行政手続法が施行されていますので、この条例で市の事務についても審査基準などが定められ、市役所の手続に共通のルールができることになります。これからも、より公正でわかりやすい手続を目指していきます。

許可されるまでの目安となる期間（標準処理期間）を定めています。例えば、次のような例が挙げられます。

- 公民館、ロゼシアター、スポーツ施設の利用許可…一日（即日）
- 道路占用の許可…三十日　など

（標準処理期間を定められないものもあります）

二．許可の取り消しなどの不利益な処分を受ける場合

不利益処分をするかどうか判断する基準（処分基準）を備えています。

また、処分を受ける人や関係者などが事前に意見を主張できる機会（聴聞または弁明）を保証しています。

☆不利益処分をする場合は、同時にその理由を示します。

（処分基準を定められない不利益処分もあります）

三．行政指導を受けたときは

行政指導に従うことは任意ですが、ご協力をお願いします。

また、行政指導の趣旨、内容などを記載した文書を求めることができます。

四．届出をするときは

記載事項、添付書類などの法令上必要な要件を満たした書類を提出すれば、届出は完了します。なお、記載事項に不備がある場合は補正をお願いすることがあります。

- 市営住宅の返還の届出
- 飼い犬による被害の届出　など